令和２年における難民認定者数等について

１　難民認定申請者数及び審査請求数

（１）難民認定申請者数

ア　難民認定申請を行った外国人（以下「申請者」という。）は，令和元年（１０，３７５人）から大きく減少し，３，９３６人でした。

表１及び図１：難民認定申請者数の推移

（人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
申請数	1,867	2,545	3,260	5,000	7,586	10,901	19,629	10,493	10,375	3,936

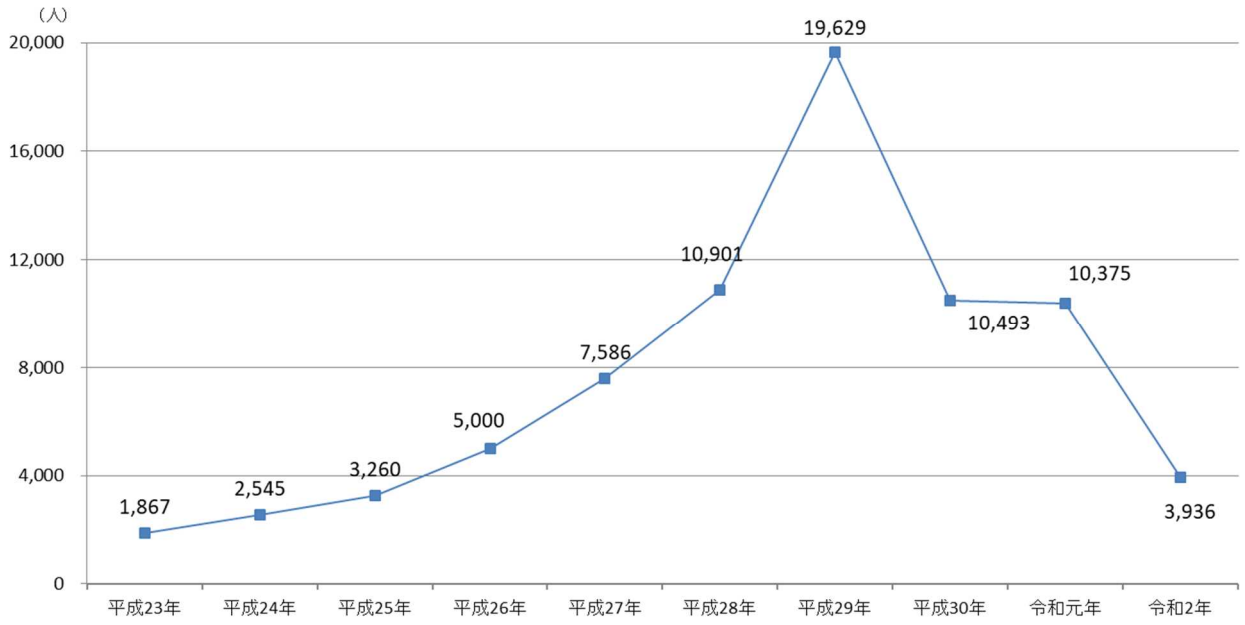

イ　申請者の国籍は６７か国にわたり，主な国籍は，トルコ，ミャンマー，ネパール，カンボジア，スリランカとなっています。これら上位５か国からの申請者数は，申請者総数の約６８％を占めており，申請者の多くが特定の国籍に集中しています。

なお，令和２年６月に国連難民高等弁務官事務所（ＵＮＨＣＲ）が公表した「グローバルトレンズ２０１９」において世界で難民認定申請者を多く出しているとされる上位５か国からの申請者数は６４人（内訳：ベネズエラ１人，アフガニスタン９人，シリア１３人，ナイジェリア４０人，イラク１人）となっています。

表２：国籍別難民認定申請者数の推移

（人）

平成30年			令和元年			令和2年			前年比増減率	申請数全体に占める割合
①	ネパール	1,713	①	スリランカ	1,530	①	トルコ	836	−37.2%	21.2%
②	スリランカ	1,551	②	トルコ	1,331	②	ミャンマー	602	−23.6%	15.3%
③	カンボジア	961	③	カンボジア	1,321	③	ネパール	466	−62.9%	11.8%
④	フィリピン	860	④	ネパール	1,256	④	カンボジア	414	−68.7%	10.5%
⑤	パキスタン	720	⑤	パキスタン	971	⑤	スリランカ	370	−75.8%	9.4%
⑥	ミャンマー	656	⑥	ミャンマー	788	⑥	パキスタン	326	−66.4%	8.3%
⑦	インドネシア	634	⑦	インド	730	⑦	バングラデシュ	266	−59.8%	6.8%
⑧	トルコ	563	⑧	バングラデシュ	662	⑧	インド	130	−82.2%	3.3%
⑨	インド	549	⑨	カメルーン	234	⑨	セネガル	53	−76.2%	1.3%
⑩	バングラデシュ	542	⑩	セネガル	223	⑩	カメルーン	48	−79.5%	1.2%
⑪	ベトナム	527	⑪	ウガンダ	193	⑪	中国	47	−64.9%	1.2%
⑫	中国	308	⑫	中国	134	⑫	チュニジア	47	−45.3%	1.2%
⑬	カメルーン	203	⑬	ナイジェリア	120	⑬	ナイジェリア	40	−66.7%	1.0%
⑭	ナイジェリア	98	⑭	フィリピン	108	⑭	ウガンダ	33	−82.9%	0.8%
⑮	ウガンダ	62	⑮	チュニジア	86	⑮	ガーナ	31	−58.7%	0.8%
⑯	チュニジア	58	⑯	ガーナ	75	⑯	イラン	25	−34.2%	0.6%
⑰	イラン	56	⑰	インドネシア	53	⑰	インドネシア	24	−54.7%	0.6%
⑱	ガーナ	50	⑱	ブルキナファソ	50	⑱	フィリピン	21	−80.6%	0.5%
⑲	セネガル	49	⑲	イラン	38	⑲	コンゴ民主共和国	17	−29.2%	0.4%
⑳	タイ	40	⑳	ギニア	36	⑳	シリア	13	−7.1%	0.3%
㉑	モンゴル	32	㉑	エチオピア	35	㉑	ギニア	10	−72.2%	0.3%
㉒	コンゴ民主共和国	29	㉒	モンゴル	35	㉒	アフガニスタン	9	−62.5%	0.2%
㉓	ギニア	26	㉓	タンザニア	29	㉓	タンザニア	9	−69.0%	0.2%
㉔	スーダン	15	㉔	エジプト	27	㉔	南アフリカ共和国	8	−11.1%	0.2%
㉕	エチオピア	13	㉕	アフガニスタン	24	㉕	エジプト	7	−74.1%	0.2%
—	その他	178	—	その他	286	—	その他	84	−	2.1%
総数		10,493	総数		10,375	総数		3,936	−62.1%	100.0%

（注）表の割合（%）は表示桁数未満を四捨五入しているため，その合計は必ずしも総数とは一致しません（本表以降の図表についても同様）。

ウ　申請者の申請時における在留状況は，正規在留者が３，７２１人（申請者総数の約９５%），非正規在留者が２１５人（同約５%）であり，正規在留者が大半を占めています。

(ｱ) 正規在留者の在留資格は，観光等を目的として入国した「短期滞在」が１，７４８人，「技能実習」が６４５人，「留学」が４７０人，自ら出国する意思を表明し，その準備のための期間として在留の許可を受けた後に難民認定申請を行った「特定活動（出国準備期間）」が３２０人，難民認定申請を繰り返す「特定活動（難民認定申請中）」が２４１人などとなっています。

　このうち，「技能実習」からの申請者，難民認定申請を繰り返している「特定活動（難民認定申請中）」からの申請者は，申請者総数が大きく減少するなか，前年に比べて増加しています。

(ｲ) 非正規在留者からの申請者は，前年に比べて約２９%減少しており，主な国籍は，トルコが４５人で非正規在留者の約２１%を占め，次いでミャンマー２２人（約１０%），イラン１８人（約８%），スリランカ１５人（約７%），ナイジェリア１４人（約７%）の順となっています。

表３：在留資格別難民認定申請者数の推移

（人）

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	対前年増減率	申請数全体に占める割合
正　規		9,702	18,716	10,085	10,073	3,721	−63.1%	94.5%
在留資格	短期滞在	5,395	11,323	6,105	6,919	1,748	−74.7%	44.4%
	技能実習	1,106	3,037	1,339	634	645	1.7%	16.4%
	留学	1,399	2,036	851	824	470	−43.0%	11.9%
	特定活動（出国準備期間）	436	1,019	1,084	1,097	320	−70.8%	8.1%
	特定活動（難民認定申請中）	784	706	297	197	241	22.3%	6.1%
	その他	582	595	409	402	297	−26.1%	7.5%
非正規（注）		1,199	913	408	302	215	−28.8%	5.5%
総　数		10,901	19,629	10,493	10,375	3,936	−62.1%	100.0%

（注）「非正規」は在留許可を有していない外国人を指します。

エ　申請者のうち，約１１％に当たる４１５人が，過去に難民認定申請を行ったことがある申請者（以下「複数回申請者」という。）であり，複数回申請者の主な国籍は，トルコ１５６人（約３８％），ミャンマー６２人（約１５％），ネパール３０人（約７％），スリランカ２９人（約７％），パキスタン２０人（約５％）などとなっています。

また，申請回数別では，２回目の申請者が３０８人（約７４％），３回目の申請者が８１人（約２０％），４回目の申請者が１４人（約３％），５回目の申請者が９人（約２％），６回目の申請者が２人，７回目の申請者が１人となっています。申請回数が最多の複数回申請者は７回目の申請となっています。

さらに，複数回申請者のうち，申請時に在留許可を有しない非正規在留者であった者が約３０％（１２４人）を占めています。

表４：複数回申請者数の推移

（人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
申請数	1,425	1,497	1,563	749	461	415	308	81	14	9	2	1

オ　申請者の男女の内訳は，男性２，９２０人（申請者総数の約７４％），女性１，０１６人（同約２６％）となっており，男性の比率が高くなっています。

また，男女別の年齢の構成比は，男性及び女性ともに２０代，３０代が多く，２０歳から３９歳までの年齢の申請者が占める割合は，男性で約７４％，女性で約６９％となっています。他方，未成年の申請者は，男性で約１０％，女性で約２５％となっています。

図２：男女別・年齢別の難民認定申請者数の内訳

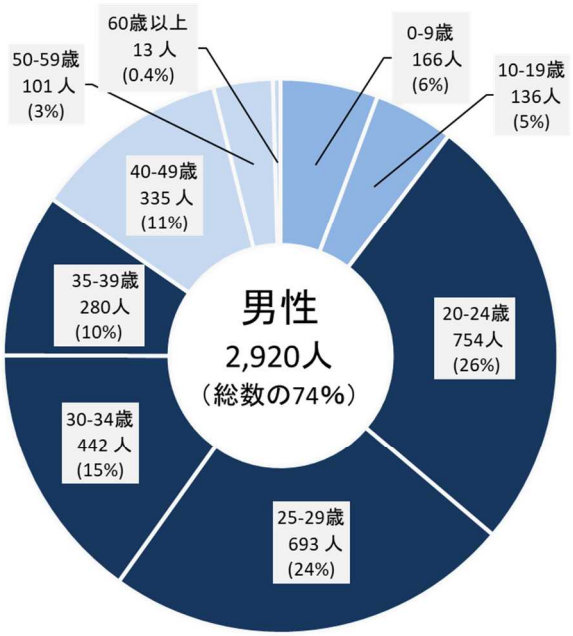

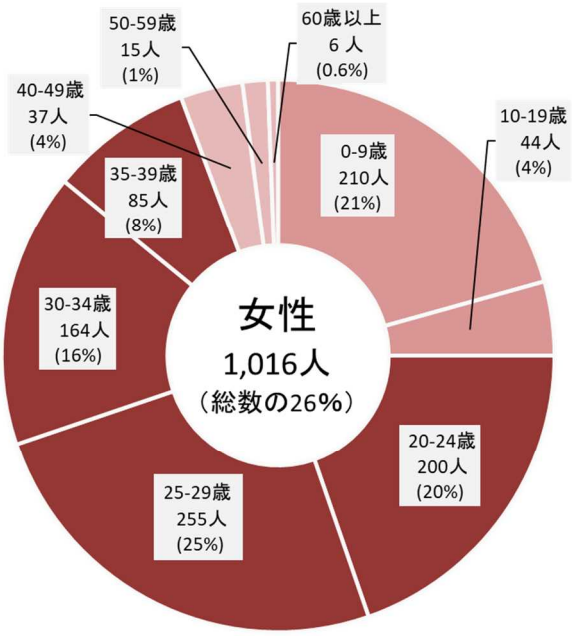

カ　難民認定申請を受け付けたときは，申請書の記載内容等により申請案件の振分けを行い，振分け結果に応じて迅速処理の対象とするとともに，在留を認めない措置や就労を認めない措置を執っています。

難民認定申請案件の振分け状況は，Ａ案件（難民である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件）が４５人，Ｂ案件（難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件）が７３人，Ｃ案件（再申請である場合に，正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件）が３８２人，Ｄ案件（上記以外の案件）が３，４３６人となっています。

（注）申請書の記載内容等によって，申請案件の振分けを行っているため，インタビュー等の調査の結果，当初振り分けられた分類と別の分類に振り分けられる場合があります。

表５：地方出入国在留管理官署における申請時の振分け状況の推移

	平成30年		令和元年		令和2年	
振分け区分	振分け数（人）	総数に占める割合	振分け数（人）	総数に占める割合	振分け数（人）	総数に占める割合
A案件	27	0.3%	83	0.8%	45	1.1%
B案件	1,825	17.4%	281	2.7%	73	1.9%
C案件	486	4.6%	409	3.9%	382	9.7%
D案件	8,155	77.7%	9,602	92.5%	3,436	87.3%
総　数	10,493	100.0%	10,375	100.0%	3,936	100.0%

（２）審査請求数

ア　令和２年の審査請求数は２，５７３人で，前年に比べて２，５５７人（約５０％）減少しました。

（注）難民の認定をしない処分に対する不服申立ては，平成２８年４月１日に施行された改正入管法により，従来の「異議申立て」から「審査請求」に改められました。

表６及び図３：審査請求数の推移

（人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
不服申立数	1,719	1,738	2,408	2,533	3,120	5,197	8,530	9,021	5,130	2,573

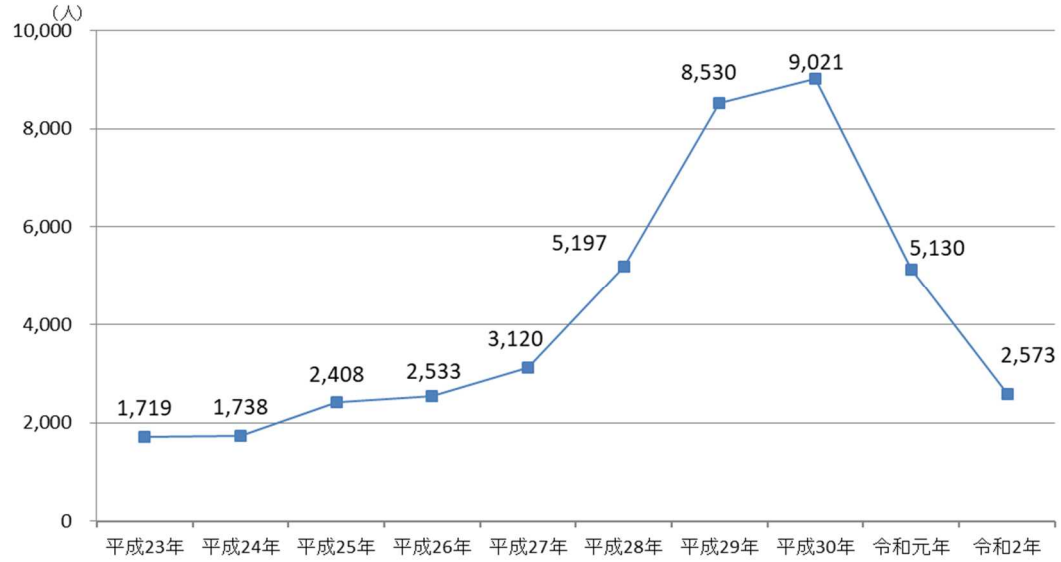

イ　審査請求人の国籍は４５か国にわたり，主な国籍は，スリランカ，トルコ，ネパール，カンボジア，パキスタン，ミャンマーとなっています。これら上位６か国（パキスタンとミャンマーは同率５位）だけで審査請求人全体の約７４％，上位１０か国で約８８％を占めており，審査請求人の大半が特定の国籍に集中しています。

表７：国籍別審査請求数の推移

（人）

平成30年			令和元年			令和2年				
									前年比増減率	申請数全体に占める割合
①	フィリピン	2,198	①	スリランカ	1,192	①	スリランカ	503	−57.8%	19.5%
②	ネパール	1,520	②	フィリピン	1,072	②	トルコ	444	9.4%	17.3%
③	インドネシア	1,047	③	ネパール	838	③	ネパール	386	−53.9%	15.0%
④	ベトナム	947	④	トルコ	406	④	カンボジア	232	84.1%	9.0%
⑤	スリランカ	862	⑤	ミャンマー	344	⑤	パキスタン	174	−29.0%	6.8%
⑥	トルコ	752	⑥	インドネシア	263	⑥	ミャンマー	174	−49.4%	6.8%
⑦	ミャンマー	399	⑦	パキスタン	245	⑦	インド	161	98.8%	6.3%
⑧	カンボジア	241	⑧	カンボジア	126	⑧	バングラデシュ	63	−28.4%	2.4%
⑨	インド	176	⑨	バングラデシュ	88	⑨	フィリピン	58	−94.6%	2.3%
⑩	中国	174	⑩	中国	88	⑩	ウガンダ	57	62.9%	2.2%
⑪	パキスタン	145	⑪	インド	81	⑪	中国	51	−42.0%	2.0%
⑫	バングラデシュ	137	⑫	イラン	43	⑫	カメルーン	37	68.2%	1.4%
⑬	チュニジア	61	⑬	ナイジェリア	42	⑬	ナイジェリア	29	−31.0%	1.1%
⑭	ナイジェリア	43	⑭	ウガンダ	35	⑭	ガーナ	22	−33.3%	0.9%
⑮	ガーナ	38	⑮	ガーナ	33	⑮	セネガル	22	46.7%	0.9%
—	その他	281	—	その他	234	—	その他	160	−	6.2%
総数		9,021	総数		5,130	総数		2,573	−49.8%	100.0%

２　処理の状況

（１）難民認定申請（一次審査）

ア　難民認定申請の処理数は５，４３９人であり，前年に比べて１，６９２人（約２４％）減少しました。

その内訳は，難民と認定した者（以下「認定者」という。）４６人，難民と認定しなかった者（以下「不認定者」という。）３，４７７人，申請を取り下げた者等１，９１６人となっています。

イ　不認定者の国籍は５１か国にわたり，主な国籍は，①スリランカ８９８人，②トルコ５０６人，③ネパール４６８人，④カンボジア３９８人，⑤パキスタン２２０人，⑥ミャンマー１８７人，⑦インド１７０人，⑧バングラデシュ９６人，⑨中国７７人，⑩ウガンダ６３人となっています。

ウ　申請を取り下げた者等の数は，前年に比べて２３６人（約１１％）減少しました。主な国籍は，①ネパール４２０人，②トルコ３６９人，③カンボジア２２８人，④ミャンマー１７７人，⑤スリランカ１６０人，⑥パキスタン１２８人，⑦インド１０１人，⑧バングラデシュ５７人，⑨チュニジア３５人，⑩ナイジェリア３３人となっています。なお，申請を取り下げた人の約７０％が本邦を出国し，約１６％が本邦に不法に残留し続けています（令和３年２月２４日時点）。

（２）不服申立て

ア　不服申立ての処理数は６，４７５人であり，前年に比べて１，８１６人（約２２％）減少しました。その内訳は，不服申立てに「理由あり」とされた者（認定者）１人，「理由なし」とされた者（不認定者）５，２７１人，不服申立てを取り下げた者等１，２０３人となっています。このうち，不服申立てを取り下げた者等の数は，処理数の約１９％を占めています。

イ　「理由なし」とされた者（不認定者）の国籍は４８か国にわたり，主な国籍は，①ネパール１，４９３人，②スリランカ１，２４０人，③フィリピン３９７人，④ミャンマー３９１人，⑤トルコ３５８人，⑥インドネシア２９１人，⑦カンボジア２１３人，⑧バングラデシュ２０５人，⑨インド１８５人，⑩パキスタン１４４人となっています。

ウ　不服申立てに「理由あり」とされた者（認定者）及び「理由なし」とされた者（不認定者）のうち，口頭意見陳述等期日を実施したのは５１３人，実施しなかったのは４，７５９人となっています。

口頭意見陳述等期日を実施しなかった４，７５９人のうち，口頭意見陳述の申立てを放棄した者は２，７２１人となっています。

これら不服申立てに対する「理由あり」又は「理由なし」の裁決・決定に当たって，法務大臣が難民審査参与員の多数意見と異なる判断をした事案はありません。

（３）平均処理期間

一次審査の平均処理期間は約２５．４月，不服申立ての平均処理期間は約２６．８月となっています。

３　難民認定者及び人道配慮による在留許可者数

難民認定手続の結果，我が国での在留を認めた者は９１人となっています。その内訳は，次のとおりです。

（１）認定者数は，一次審査での認定者４６人及び不服申立てで「理由あり」とされた者（認定者）１人を合わせた４７人であり，前年に比べて３人増加しました。

認定者の国籍の内訳は，イエメン・中国が各１１人，アフガニスタン５人，シリア４人，ギニア・コンゴ民主共和国・ルワンダが各３人，イラク２人，イラン・ウガンダ・コートジボワール・スーダン・無国籍が各１人となっています。

（２）難民とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者は４４人であり，前年に比べて７人増加しました。

そのうち，本国の情勢等を踏まえて在留を認めた者は１９人であり，その国籍の内訳は，シリア１０人，イエメン・コンゴ民主共和国が各３人，トルコ２人，スリランカ１人となっています。

また，日本人と婚姻し，日本人の実子を監護・養育するなど，本邦での特別な事情等を考慮して在留を認めた者は２５人であり，その主な国籍の内訳は，トルコ８人，ガーナ５人，カメルーン３人となっています。

表８：国籍別難民認定者数の推移

（人）

平成30年		令和元年		令和2年	
コンゴ民主共和国	13	アフガニスタン	16	イエメン	11
イエメン	5	リビア	4	中国	11
エチオピア	5	イエメン	3	アフガニスタン	5
アフガニスタン	4	コンゴ民主共和国	3	シリア	4
中国	4	シリア	3	ギニア	3
イラン	3	ベネズエラ	3	コンゴ民主共和国	3
シリア	3	ウガンダ	2	ルワンダ	3
ウガンダ	1	エチオピア	2	イラク	2
エリトリア	1	無国籍	2	イラン	1
コロンビア	1	イラク	1	ウガンダ	1
ブルンジ	1	スーダン	1	コートジボワール	1
無国籍	1	スリランカ	1	スーダン	1
		ソマリア	1	無国籍	1
		パキスタン	1		
		ブルンジ	1		
総数	42	総数	44	総数	47

表９：人道配慮数の推移

（人）

	平成30年	令和元年	令和2年
人道配慮数	40	37	44
うち本国事情等	16	10	19

表１０：人道配慮者数のうち本国情勢等を踏まえて在留を認めた者の数

（人）

平成30年		令和元年		令和2年	
パキスタン	4	シリア	7	シリア	10
イラク	3	イエメン	1	イエメン	3
イエメン	2	エチオピア	1	コンゴ民主共和国	3
シリア	2	ミャンマー	1	トルコ	2
中国	2			スリランカ	1
エジプト	1				
ソマリア	1				
ミャンマー	1				
総数	16	総数	10	総数	19

４　仮滞在許可の運用状況

仮滞在を許可した者は１５人であり，前年に比べて１０人減少しました。

仮滞在の許否を判断した人数は４４０人で，許可されなかった者の主な理由は，次のとおりとなっています。

表１１：仮滞在が許可されなかった主な理由の内訳

（人）

不許可理由	人数
本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあっては，その事実を知った日）から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと	245
逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があること	193
既に退去強制令書の発付を受けていたこと	94

（注１）「仮滞在許可」とは，不法滞在中の難民認定申請者の法的地位の安定化を図ることを目的として，不法滞在者から難民認定申請があった場合に，出入国管理及び難民認定法第６１条の２の４第１項に定める除外事由に該当する場合を除き，その者に仮に本邦に滞在することを許可する制度です。仮滞在の許可を受けた者については，難民認定手続中は退去強制手続が停止され，収容されている場合は，収容を解かれます。

（注２）１人の申請者について許可しなかった理由（除外事由）が複数ある場合は，その全てを計上しています。

５　難民認定申請（一次審査）における申立て内容

認定者及び不認定者の申立て事例については，別添の認定事例及び不認定事例をご参照ください。

６　認定者の認定事由

認定者の認定事由は，政治的意見３１人，特定の社会的集団の構成員であること１４人，人種７人，宗教２人となっています。

（注）１人の認定者について認定事由が複数ある場合は，その全てを計上しています。